

建設局災害復旧等功労者公表要綱実施細目

施 行 令和2年6月18日

(趣 旨)

第1 この実施細目は、建設局災害復旧等功労者公表要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2 要綱第2に定める対象は、選定基準により、選定された団体及び工事等とする。

(公表の方法)

第3 要綱第3の1に定める掲示は、総務部用度課、各所の契約担当課及び局ホームページにおいて、別記第1号様式を掲示する。

2 公表は、年度に1回行い、総務部用度課、各所の契約担当課及び局ホームページにおいて1箇月程度公表を行うものとする。

3 要綱第3の3に基づき受注者等に書状等を贈呈するときは、別記第2号様式に定める書式及び文例により作成し、局長、所長の所長（要綱第3の1に定める「所」の長をいう。以下「所長」という。）又は支庁長が交付するものとする。

(公表の手続)

第4 所長及び支庁長は、要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、十分調査検討のうえ、別記第3号様式を所管部長に内申するものとする。

2 所管部長は、前項の内申書を受理し内容が適当であると認めるときは、別記第4号様式により企画担当部長を経由して、局長に推薦するものとする。（提出先は、総務部技術管理課とする。）

3 所管部長、所長及び支庁長は、前2項による内申又は推薦に当たっては、当該受注者等が施行した他の工事等の成績等も考慮し、公表が適正かつ公平に行われるよう、十分留意しなければならない。

(公表工事等選定委員会の開催)

第5 局長は、要綱第4の4の規定に基づく推薦があったときは、公表工事等選定委員会（以

下「委員会」という。)を開催し、これに付議するものとする。

(幹事会の設置等)

第6 委員会の審査を補佐するため、要綱第5の3の規定に基づき幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は企画担当部長とし、幹事は別表に定める職にある者をもって充てるものとする。
なお、幹事長は、必要に応じて別途指名した職員を参加させることができる。
- 4 幹事長は委員会の開催に先立って幹事会を開催し、十分調査検討の上意見を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(建設局災害復旧等功労者の決定)

第7 企画担当部長は、公表候補の団体及び工事等が、委員会において公表することが適当であると認められた場合には、公表する団体及び工事等を決定するための起案を行い、局長の決定を受けるものとする。

- 2 局長は、前項の決定をした場合、別記第5号様式により総務部長、所長及び支庁長に、第6号様式により所管部長（総務部長を除く。）に通知するものとする。

(建設局災害復旧等功労者の取消し)

第8 局長は、「建設局災害復旧等功労者」として公表された団体及び工事等のうち、公表後に選定基準に定める選定対象外とする事実が確認された場合は、委員会を開催し、これに付議するものとする。

- 2 「建設局災害復旧等功労者」取消しの決定は、本細目第7に準ずる。
- 3 公表の方法は、本細目第3の1に準ずる。

(要綱の運営に関する事務)

第9 要綱の運営に関する事務は、総務部技術管理課で処理する。

付 則

この細目は、令和2年6月18日から施行する。

別 表

幹事長	企画担当部長
幹 事	総務部総務課長
	総務部技術管理課長
	総務部用度課長
	用地部調整課長
	道路管理部安全施設課長
	道路建設部道路橋梁課長
	三環状道路整備推進部整備推進課長
	公園緑地部公園建設課長
	河川部改修課長